

サービス事業対象者の受給者資格有効期間開始日に係る取扱いの変更について

1 サービス事業対象者とは

サービス事業対象者は、基本チェックリストを実施した結果、サービスの必要性が認められた方です。

サービス事業対象者は総合事業の訪問・通所型サービスを利用することが可能です。

※ サービス事業対象者が予防給付サービス（福祉用具貸与、訪問看護等）を利用する場合は、全額自己負担となります。

2 サービス事業対象者の受給者資格（保険給付を受けられる資格）有効期間開始日について

(1) 現在の取扱い

現在、サービス事業対象者としての受給者資格有効期間開始日（以下「有効期間開始日」という。）を以下のとおり取り扱っています。

ア 要支援（要介護）認定を有していない方で新規申請をし、非該当となった場合

⇒非該当の結果が出た日以降、基本チェックリストを実施した日

イ 既に要支援（要介護）認定を有している方で更新申請し、非該当となった場合

⇒要支援（要介護）認定の有効期間が終了する日の翌日以降、基本チェックリストを実施した日

（有効期間内に認定結果が出なかった場合は、非該当の結果が出た日以降）

ウ 既に要支援（要介護）認定を有している方で更新申請をせず、基本チェックリストを実施した場合

⇒要支援（要介護）認定の有効期間が終了する日の翌日

上記アのケースで、認定日より前にサービス事業の暫定利用をした場合、利用料は全額自己負担となります。また、上記イのケースで、有効期間内に認定結果が出ず、認定日より前に暫定利用をした場合も、利用料は全額自己負担となります。

(2) 変更後の取扱い

上記自己負担を避けるため、上記ア・イの有効期間開始日に係る取扱いを以下のとおり変更します。(なお、前提として認定日以前に基本チェックリストを実施しているものとする。)

ア 要支援（要介護）認定を有していない方で新規申請をした場合
⇒基本チェックリスト実施日

イ 既に要支援（要介護）認定を有している方で更新申請をした場合
⇒要支援（要介護）認定の有効期間が終了する日の翌日

3 取扱い変更に伴う対応について

上記のように有効期間開始日の取扱いを変更したため、ア・イについて認定結果が非該当となる可能性があり、かつ、サービス事業の暫定利用が必要な方は、事前に基本チェックリストを実施してください。

ただし、サービス事業利用申込書は、認定結果が出た日以降に、市に提出してください。（事前の基本チェックリストは、各地域包括支援センターにて保管してください。）